平成２２年（フ）第９５３号
埼玉県加須市細間273番地１　県営大利根細間団地５号棟304号室
債務者　梅澤　久美
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９８９号
埼玉県鳩ヶ谷市南５丁目10番７号　エルフローラＡ棟101号
債務者　高橋　行夫
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７５号
さいたま市緑区大字三室1084番地12
債務者　高波　眞一
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７６号
さいたま市緑区大字三室1084番地12
債務者　高波　陽子
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３１８号
埼玉県越谷市大字弥十郎781番地４
債務者　宮嶋　義一
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３１９号
埼玉県越谷市大字弥十郎781番地４
債務者　宮嶋かおる
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３７１号
埼玉県春日部市一ノ割２丁目９番12号　グランヴェール・ロゼ202号
債務者　橋本　忠明
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４２３７号
大阪府大東市寺川１丁目13番903号、申立時の住所大阪府寝屋川市三井南町３番１―402号
債務者　伸興建装こと　山田　伸宣
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５４０号
大阪府寝屋川市楠根北町５番２号
債務者　山下　　正
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５４１号
大阪府寝屋川市楠根北町５番２号
債務者　山下　京子
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５８７号
大阪市平野区西脇１丁目４番３―808号
債務者　島津久美子
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６１８号
大阪市東淀川区大桐４―３―24、住民票上の住所大阪府堺市西区浜寺石津町西４丁26番17号
債務者　藤代　晴男
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６８８号
大阪府豊中市北条町３丁目20番１号
債務者　有年　増美
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７１６号
大阪市淀川区三国本町３丁目24番７号見越ハイツ103号
債務者　西田　憲弘
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７６８号
大阪市北区本庄東３丁目８番４―508号
債務者　ｆｌａｐｐｅｒこと　不動堅一郎
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８２９号
大阪府東大阪市長田中１丁目２番18―204号
債務者　松尾　満幸
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８８６号
大阪市此花区伝法３丁目14番２―302号
債務者　旭　　智宏
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで大阪地方裁判所第６民事部